年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会 令和4年1月19日決裁分

〇答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 O件

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2100289 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2100103 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年11月頃から昭和58年11月頃まで

昭和56年11月頃に、父親が経営するA社に入社し、昭和58年11月頃まで勤務していたが、その間の厚生年金保険の記録が漏れている。厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の 訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者とし て負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要 件とされている。

A社の元事業主及びオンライン記録において請求期間に同社における厚生年金保険被保険者記録がある元同僚の回答から、勤務期間を特定できないものの、請求者が、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の元事業主は、平成22年に廃業したときに資料等は処分しており、請求者が請求期間において正社員であったか否かは不明である旨回答している上、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かについても不明である旨回答している。

また、日本年金機構が保管するA社の事業所別被保険者名簿によると、請求者の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も見当たらないことから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者記録が欠落したことはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100724号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100104号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成30年8月31日から 同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成30年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。事業主は、請求者に係る平成30年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成30年8月31日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を 次のとおり訂正することが必要である。同年8月の標準報酬月額を22万円とする。

平成30年8月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 平成元年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年8月31日から同年9月1日まで

A社を平成30年8月31日付けで退職し、同年8月分の厚生年金保険料を給与から控除されているにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された給与に係る明細書、A社から提出された出勤簿及び賃金台帳、同社の回答並びに雇用保険の記録から判断すると、請求者は、請求期間において同社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与に係る明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しているが、同社から提出された健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書及び日本年金機構が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載されている請求者の資格喪失年月日が平成30年8月31日となっていることから、同日を資格喪失年月日とする当該届が事業主から提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 前述の給与に係る明細書により確認できる請求期間の標準報酬月額の改定の基礎となる 期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬 月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与に係る明細書により確認できる報酬月額から、22万円に訂正することが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、 保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標 準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2000699 号 厚生局事案番号 : 近畿 (国) 第 2100036 号

第1 結論

平成23年6月及び同年7月並びに同年10月から平成24年6月までの請求期間については、 国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年6月から同年7月まで

② 平成23年10月から平成24年6月まで

請求期間①及び②について、国民年金保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、年金記録を見ると、全額免除が承認された期間となっていない。

A県B市が管理する国民年金のシステムでは、私が平成23年10月28日に国民年金保険料の免除申請を行った記録があるので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

国民年金保険料の免除申請を行うためには、住所地の市町村において、国民年金の被保険者等が、国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)を提出することとされているところ、請求期間①及び②当時における国民年金保険料の免除が承認される期間は、申請月の直前の7月から申請月の属する年の6月(申請月が7月から12月である場合は、翌年の6月)までの期間の範囲内とされている。

また、請求期間①及び②当時において、市町村が免除申請書を受理した場合、当該市町村は、 免除申請を行った国民年金被保険者等の所得額等を確認した上で、当該被保険者の免除申請に ついての意見等を付して、免除申請書を管轄年金事務所に進達し、同年金事務所から管轄の日 本年金機構事務センターに免除申請書等が回付されることとなり、その後、同事務センターが 当該被保険者の所得等により承認の可否を認定して、その決定内容を、国民年金保険料免除承 認通知書等により当該被保険者に通知される取扱いとなっている。

請求期間①のうち、平成23年6月について、オンライン記録によると、請求者の請求期間①前の全額免除承認期間である平成22年7月から平成23年3月までの期間に係る申請年月日は平成23年6月14日とされており、当該申請年月日時点において、請求期間①のうち、平成23年6月に係る免除申請を行うことが可能であり、請求期間①のうち、同年7月及び請求期間②について、B市から提出された同市が管理する請求者に係る国民年金システムにおける免除情報管理画面(以下「免除情報管理画面」という。)の申請情報欄によると、「申請期間:平23.7.1~平24.6.30」、「申請年月日:平23.10.28」、「処理年月日:平26.8.21」と記録されていることが確認できる。

しかしながら、前述の申請情報欄の記録について、日本年金機構C年金事務所が作成した経過書(令和2年10月30日付け)を見ると、令和2年8月4日に同年金事務所の担当者がB市役所に出向き、免除情報管理画面において、平成23年10月28日付けで請求者に係る免除申請の記録を確認しているものの、当該記録の内容について、「受付があった」、「進達した」等の経過の詳細が解らない旨の記載がされている。

また、請求期間①及び②について、オンライン記録によると、請求期間①は平成23年8月23日及び平成24年3月23日、請求期間②は同年4月24日において、請求者が年金制度に未加入である者として、第1号・第3号被保険者取得勧奨又は未加入期間国年適用勧奨の対象者であったところ、i)請求者の請求期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の取得処理が同年5月28日に行われていること、ii)日本年金機構*事務センターは、当該処理を行った契機は不明ではあるが、請求者から請求期間①に係る国民年金被保険者資格取得の届出がないため、請求期間①前の平成23年3月を免除期間の終期とし、仮に請求者の主張する時期に請求期間①及び②の免除申請書の提出があったとしても、請求期間①及び②に係る国民年金被保険者記録がないため、免除の処理はできなかったものと思われる旨回答していることを踏まえると、請求者の請求期間①及び②の免除申請は年金事務所において受理されなかったものと考えられる。

さらに、請求期間①及び②について、免除情報管理画面における承認情報欄には、請求期間 ①及び②に係る免除の承認結果、承認期間等が記録されておらず、請求者の請求期間①及び② に係る免除申請が承認された記録は見当たらない上、当該免除の承認情報欄の記録はオンライ ン記録と符合しており、請求者は請求期間①及び②に係る免除承認通知書は残っていない旨陳 述しているところ、請求期間①及び②に係る免除申請に対して承認の可否が行われた場合、3 回の承認又は却下の通知書が送付されることとなるが、その全ての機会に行政側が承認又は却 下の通知を送付しなかったとは考え難い。

加えて、日本年金機構C年金事務所長が、平成24年12月17日付けで請求者宛てに送付した特別催告状を見ると、請求期間①及び②に係る納付状況は「未納」と記載されており、同年金事務所長は、前述の請求者に係る国民年金被保険者資格の取得の処理を行った後、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請又は納付が行われていないことを確認した上で、請求者に当該特別催告状を送付したものと考えられる。

また、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の記録訂正については、記録訂正に係る認定の前提が本質的に異なり、国民年金原簿の記録を覆すような関連資料及び周辺事情が必要であり、外形的に把握される積極的な周辺事情だけで請求理由の事実の存在を認定することは適当でなく、確実と認められる関連資料が存在するものか、又は請求者側の行為とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情が存在し、総合すると請求理由が真実である可能性が極めて高い状態に達しているもののみを認定することとされており、前述の請求期間①前の全額免除承認期間に係る申請年月日及びB市の免除情報管理画面における申請情報欄の記録をもって、請求期間①及び②に係る国民年金原簿の記録を覆すほどの関連資料及び周辺事情があるとは言い難い。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が 請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2100684 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2100105 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 47 年 4 月 1 日から昭和 46 年 3 月 29 日に訂正し、同年 3 月から昭和 47 年 3 月までの標準報酬月額を 4 万 5,000 円とすることが必要である。

昭和46年3月29日から昭和47年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 46 年 3 月 29 日から昭和 47 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金 保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年3月29日から昭和47年4月1日まで

昭和46年3月15日にB社グループに入社、工場における約2週間の研修及びC社(現在は、D社) E支店における出陣式を経て、A社に配属され、同年3月29日から昭和54年2月20日まで同社に勤務した。

しかし、年金記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和 47年4月1日と記録されているので、当該取得年月日を昭和 46年3月29日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録、D社の回答、請求者から提出された給与明細書及び退職金支給明細書並びに複数のA社の元同僚の回答から、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、D社の回答及び前述の給与明細書から判断すると、請求期間のうち、昭和 46 年4月 1日から昭和 47 年4月1日までの期間について、請求者は当該期間に係る厚生年金保険料を 給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者が自身と同時期にB社グループに入社したとする 4人は、研修後に配属されたとする事業所において、昭和46年3月26日又は同年3月27日 に、それぞれ厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、D社は、請求期間当時、当該 4人は、請求者と同じ雇用形態で同職種に従事していたなど社会保険の加入取扱いにおいて、 請求者と同質性が高いと考えられる者であった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書により認められる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間 後の昭和47年4月1日であるが、商業登記の記録によると、同社の会社成立年月日は請求期 間前であり、同社は請求期間において法人として設立されていた上、適用事業所となった日に 同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者が、請求期間において同社 の従業員数は5人以上であった旨回答していること及び日本年金機構の回答から、同社は、請 求期間において、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたものと認め られる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は不明と回答しているものの、請求者に係る厚生年金保険被保険者の資格取得について、オンライン記録どおりの届出を行った旨回答している上、請求期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。